

子ども・子育て支援事業計画(第3期)の一部修正について

変更案

7 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

(1)事業の概要

- 乳児等通園支援事業は、全ての子どもを対象に良質な育成環境を整備することを目的として、令和7年度(2025年度)に創設される事業です。
- 本事業では、満3歳未満の未就園児を対象に、保育所や幼稚園等において適切な遊びや生活の場を提供するとともに、その保護者に子育てについての情報の提供、助言その他の援助等を行います。

※ 乳児等通園支援事業は、令和7年度(2025年度)に子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として制度化され、令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく、新たな給付として実施されます。

(2)第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人日)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A) (延べ人数)	0歳児	44	44	44	45	45
	1歳児	36	36	36	36	37
	2歳児	12	11	12	12	12
確保量(B) (延べ人数)	0歳児	14	44	44	45	45
	1歳児	9	36	36	36	37
	2歳児	6	11	12	12	12
差引(B-A)	0歳児	-30	0	0	0	0
	1歳児	-27	0	0	0	0
	2歳児	-6	0	0	0	0

(3)確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 教育施設及び保育施設の利用者数は、就学前の人口の推移や女性の就業状況の変化等を踏まえると、減少傾向で推移する見込みです。そのため、保育所等の空き定員を活用することを基本に、利用状況等から利用者の動向を見極めつつ、必要な確保量の確保に取り組みます。
- また、本制度の目的が「子どもの良質な育成環境の整備」であることを踏まえ、量の確保と合わせて、事業の質の確保にも取り組んでいきます。
- 3歳に到達した児童についても、保護者の希望を踏まえ、引き続き利用可能な私立幼稚園等を案内することで、教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

変更の理由

国の基本指針の改正を受けて、乳児等通園支援事業が3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定める。

現行

7 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

(1)事業の概要

- 乳児等通園支援事業は、全ての子どもを対象に良質な育成環境を整備することを目的として、令和7年度(2025年度)に創設される事業です。
- 本事業では、満3歳未満の未就園児を対象に、保育所や幼稚園等において適切な遊びや生活の場を提供するとともに、その保護者に子育てについての情報の提供、助言その他の援助等を行います。

※ 乳児等通園支援事業は、令和7年度(2025年度)に子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として制度化され、令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく、新たな給付として実施されます。

(2)第3期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

(単位:人日)

		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A) (延べ人数)	0歳児	44	44	44	45	45
	1歳児	36	36	36	36	37
	2歳児	12	11	12	12	12
確保量(B) (延べ人数)	0歳児	14	44	44	45	45
	1歳児	9	36	36	36	37
	2歳児	6	11	12	12	12
差引(B-A)	0歳児	-30	0	0	0	0
	1歳児	-27	0	0	0	0
	2歳児	-6	0	0	0	0

(3)確保策の推進等に当たっての基本的な考え方

- 教育施設及び保育施設の利用者数は、就学前の人口の推移や女性の就業状況の変化等を踏まえると、減少傾向で推移する見込みです。そのため、保育所等の空き定員を活用することを基本に、利用状況等から利用者の動向を見極めつつ、必要な確保量の確保に取り組みます。
- また、本制度の目的が「子どもの良質な育成環境の整備」であることを踏まえ、量の確保と合わせて、事業の質の確保にも取り組んでいきます。